



新座市 AYA 世代がん患者在宅療養支援事業の御案内



AYA 世代（若年）の終末期がん患者の方が自宅で安心して過ごせるように、在宅療養に必要な生活支援費用の一部を助成しています。



対象者 ～次の全てに該当する方～

- 18歳以上40歳未満の新座市民
※小児慢性特定疾病医療給付制度の対象となる方は除く
- 終末期がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 在宅療養生活への支援及び介護が必要な方
- 他の制度において同等の補助又は給付を受けることができない方



対象サービス

- 訪問介護（身体介護、生活援助、通院等乗降介助）
- 訪問入浴介護
- 福祉用具の貸与及び購入

※対象となる福祉用具はホームページにてご確認ください。



助成金額

- サービス利用料（購入費）の9割
上限額は次のとおり
 - ① 訪問介護、訪問入浴介護及び福祉用具貸与の合算額 月額72,000円
 - ② 福祉用具の購入 1人あたり90,000円
- その他
助成金申請に必要な意見書作成料 1回限り5,000円

例

利用者が訪問看護の
サービス利用料を支払う
一月合計 **10万円**の場合

助成対象額は
サービス利用料の9割＝9万円
市が上限額の **7万2千円**を助成

利用者の自己負担額
2万8千円

利用者がサービス利用料等の全額を支払った後に助成金を交付します。
申請の流れは裏面をご確認ください。



申請の流れ ～窓口又は郵送にて申請・請求してください～

1 利用申請

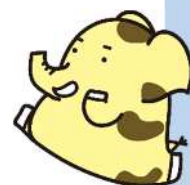
サービス利用を開始する前日までに下記の書類を提出してください。

- 新座市 A Y A 世代がん患者在宅療養支援事業利用申請書
- 新座市 A Y A 世代がん患者在宅療養支援事業意見書
- 利用者及び受任者の本人確認書類の写し
- 利用者が生活保護受給世帯の場合、生活保護受給者証の写し

利用申請と同時に意見書作成料の助成金の請求ができます。

2 利用決定（又は却下）の通知

申請内容を審査し、市から利用決定（却下）通知を郵送します。



3 サービスの利用

サービス提供事業者と契約し、サービスの利用を開始してください。

4 サービス利用料の支払い

サービス提供事業者へ全額支払い、領収書・明細書を必ず発行してもらってください。

5 助成金の請求

サービスを利用した年度内（3月末まで）に下記の書類を提出してください。年度内に請求できない場合は、事前にご相談ください。

- 新座市 A Y A 世代がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請兼請求書
- 申請者の振込先が分かる通帳等の写し
- サービス提供事業者等が発行する領収書
- サービス等の内容、利用回数、金額等が記載された明細書
- 購入した福祉用具のパフレット等
- 受任者による請求の場合、受任者の本人確認書類の写し
- 利用者が生活保護受給世帯の場合、生活保護受給者証の写し

**新座市
保健センター**

☎ 048-481-2211

〒352-0011 新座市野火止2-9-37



新座市ホームページ